

山剣連第157号
令和3年9月2日

各地区剣道連盟会長 様
各地区剣道連盟会員各位

(一財)山口県剣道連盟
会長 中西 章
[公印省略]

剣道・居合道・杖道の行事における写真撮影（ビデオ撮影を含む。） の取り扱いについて

県剣道連盟並びに地区剣道連盟等において、計画に基づき各種大会、講習会、審査会等の行事を実施されておりますが、同行事の状況などを写真・ビデオ撮影（以下、「写真撮影等」という。）を行う場合は、下記のとおり対応していただきますようお願いいたします。

また、下記事項について、会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 主催者側により写真撮影等を行う場合
 - 大会等の要項に「利用目的」並びに「主催者側により写真撮影等を行う。」ことを明記すること。
 - 要項に写真撮影等を行うことを記載していない場合で、写真撮影等を行う場合は、開会式等で「利用目的」並びに「写真撮影等を行う。」旨を周知すること。

- 2 個人が写真撮影等を行う場合

写真撮影等を行った画像は、撮影された者の承諾を得ることなく、SNS等の誰もが閲覧できる方法での投稿・掲載は行わないこと。

なお、広報・普及を目的としたものであっても、誰もが閲覧できる方法により投稿・掲載する場合は、必ず、参加者に「利用目的」並びに「写真撮影等を行う。」ことを説明し、事前承諾を得ておくこと。

以上